

佐賀県での野生いのししの豚熱感染確認事例に関する 大臣メッセージ・通知

- ・ 佐賀県での野生いのししの豚熱感染確認事例に関する大臣メッセージ
- ・ 佐賀県の野生いのししにおける豚熱感染確認に伴う豚熱対策の強化・徹底について（令和6年6月7日付け6消安第1699号）
- ・ 佐賀県の野生イノシシでの豚熱感染確認事例を踏まえた九州各県における野生イノシシの捕獲強化について（令和6年6月7日付け6消安第1702号6農振第933号）

大臣メッセージ

○ 今般、佐賀県唐津市において、豚熱の感染が確認されました。九州の野生いのししでは初めての感染確認となります。

○ 我が国の豚八百九十五万頭の約三分の一（二百八十万頭）を占める養豚主産地である九州において、豚熱の感染拡大のリスクが、かつてないほど高まっています。

○ そこで、「ストップ豚熱」。地域の大事な養豚業を守るため、生産者をはじめとした養豚業に携わる関係者と県、市町村などの行政関係者の皆様が、一体となってこの危機感を共有し、防疫対策に取り組むことが必要です。

○ まずは、地域での「ストップ豚熱」です。野生いのししの感染拡大を防ぐため、経口ワクチンの散布を進めます。野生いのししにおける感染拡大を防ぎ、九州の養豚業を守るため、農林水産省としては、専門家の議論も踏まえ、佐賀県で豚熱の経口ワクチン散布を行うことを可能といたします。佐賀県と連携して、迅速かつ重点的に、ワクチン散布を行ってまいります。

○ 次に、野生いのししのサーベイランスと捕獲を進めます。野生いのししにおける豚熱の発生状況を正確に把握するために、九州全県で、野生いのししのサーベイランスを強化・徹底します。また、野生いのししにおける感染をこれ以上広げないため、九州全県で、野生いのししの捕獲の強化にも取り組みます。特に、佐賀県では、発生が確認された地域において、重点的に取組を進めます。

○ そして、農場段階での「ストップ豚熱」です。豚熱の発生予防対策としては、適時・適切な飼養豚へのワクチン接種が必要ですが、ワクチンだけに頼ることなく、飼養衛生管理を徹底することが重要です。生産者の皆様におかれては、日頃の消毒はできているか、野生動物の侵入はないか等、農場にウイルスを持ち込ませないよう、飼養衛生管理を再点検し、管理の徹底を図るとともに、家畜の異状を確認した場合の早期通報の徹底を行うようお願いいたします。

○ 農林水産省は、九州の養豚業を豚熱から守り、生産者の皆様の御不安を払拭することができるよう、九州各県の皆様と一体となって、豚熱のまん延防止に全力で取り組んでまいります。

令和六年六月七日 農林水産大臣 坂本 哲志

佐賀県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

佐賀県の野生いのししにおける豚熱感染確認に伴う豚熱対策の強化・徹底
について

今般、貴県唐津市で捕獲された野生いのししにおいて、九州初となる野生いのししでの豚熱感染が確認されました。野生いのししでの豚熱の感染により、豚熱発生のリスクがこれまでになく高まっています。

このことを受け、別紙のとおり、農林水産大臣から豚熱対策の強化・徹底を求めるメッセージ（以下「大臣メッセージ」という。）が公表されたところです。リスクが高まる中で豚熱のまん延を防止するためには、生産者をはじめとする養豚業に携わる関係者と県、市町村などの行政関係者の皆様が、一体となってこの危機感を共有し、的確な防疫対策に取り組むことが極めて重要です。

御承知のとおり、九州は、我が国の豚の約3分の1が飼養される一大養豚産地であり、野生いのししでの豚熱の感染拡大阻止は極めて重要であることから、貴県での今後の対策の強化は、貴県のみならず九州全域の豚熱対策にとって極めて重要です。

今回の野生いのししでの感染確認は、野生いのししの豚熱サーベイランスが強化されている中、他では感染が確認されていない状況下におけるものであるため、現時点では感染範囲は限定されている可能性が高いと考えられています。

野生いのししでの感染拡大を防ぐには初動対応が極めて重要であり、感染を封じ込めるため、最大限の取組をお願いします。

このため、大臣メッセージに基づく強い緊張感を持って、関係者が一体となり、捕獲の強化や経口ワクチンの散布等、貴県における迅速かつ的確な野生いのししに対する防疫措置の実行をお願いします。

下記のとおり、大臣メッセージにおいて示されている各対策について、具体的に取り組むべき内容（以下「具体的取組」という。）を示しますので、貴県においてはこれに的確に対応するとともに、市町村、関係団体等に、大臣メッセージ及び具体的取組を周知し、豚熱のまん延防止について万全を期すようお願いします。

記

1 野生いのししのサーベイランス及び捕獲について

これまでも、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）等に基づき、野生いのししにおける豚熱ウイルスの浸潤状況調査（以下「サーベイランス」という。）を実施していただいているところですが、野生いのししにおける豚熱の発生状況を正確に把握するために、サーベイランスの強化・徹底が重要です。

このため、本年6月から9月までをサーベイランス強化期間として定めることとし、この間、毎月60頭（95パーセントの信頼度で母集団の5パーセントの本病の浸潤状況を安定的に確認することができる頭数）以上を目標として、豚熱の抗原検査及び血清抗体検査を実施し、陽性が疑われる結果が得られた場合は速やかに農林水産省消費・安全局動物衛生課まで御報告いただきますようお願いいたします。なお、豚熱の検査とともに、アフリカ豚熱ウイルスの遺伝子検出検査も併せて実施いただきますようお願いいたします。

また、野生いのししにおける感染をこれ以上広げないため、発生区域を中心に、野生いのししの捕獲の強化をお願いします。

2 経口ワクチンの散布について

野生いのししにおける感染拡大を抑えるためには、経口ワクチン散布推奨地域に指定し、経口ワクチンの散布による野生いのししへの抗体付与を進めることとなります。今回の豚熱感染事例を踏まえ、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）第24による専門家の検討を行い、農林水産省豚熱アフリカ豚熱対策本部（令和6年6月7日開催）により、貴県を豚熱経口ワクチンの散布を推奨する地域とすることが決定しました。

貴県におかれましては、速やかに経口ワクチンの散布準備を進めていただくとともに、特に陽性が確認された地域については、緊急的な散布を実施するようお願いいたします。

3 飼養衛生管理の徹底について

九州において豚熱の感染拡大リスクがこれまでになく高まっている状況を踏まえ、生産現場と危機感を共有し、農場において次の事項を徹底するよう、関係者への御指導をお願いします。

- (1) 豚等の所有者及び飼養衛生管理者は、農場における飼養衛生管理を再点検し、特に以下の点について、従業員や農場を訪問する事業者等も含めて徹底すること。
 - ① 家畜の飼養管理に必要な人、車両等の出入りの制限
 - ② 出入りする必要がある場合には、衣服及び長靴の交換、手指消毒、車両及び物品の消毒等の衛生管理
 - ③ 野生動物の侵入防止対策の実施状況を定期的に点検し、不備があれば速やかに改善
- (2) 万が一の発生に備えた埋却地等を確保し、その実効性を改めて点検すること。
- (3) ワクチン接種のみで豚熱の感染を防止することが困難であることを十分に認識し、飼養衛生管理を徹底した上で、適時・適切にワクチン接種を行うこと。
- (4) 豚等の所有者及び飼養衛生管理者、管理獣医師等は、日頃から飼養豚群の健康状態を的確に把握し、豚熱等の特定症状のほか、通常と異なる死亡の増加等を認めた場合には、速やかに家畜保健衛生所へ連絡すること。

(問い合わせ先)

1・2について

農林水産省 消費・安全局

動物衛生課 野生動物対策班

担 当 : 永田、密田

電 話 : 03-6744-2106

3について

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課

防疫指導班

担 当 : 山木、石川

電 話 : 03-3502-8292

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課

福岡県知事 殿
長崎県知事 殿
熊本県知事 殿
大分県知事 殿
宮崎県知事 殿
鹿児島県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

佐賀県の野生いのししにおける豚熱感染確認に伴う豚熱対策の強化・徹底
について

今般、佐賀県唐津市で捕獲された野生いのししにおいて、九州初となる野生いのししでの豚熱感染が確認されました。野生いのししの感染により九州各県での豚熱の発生リスクがこれまでになく高まっています。このことを受け、別紙のとおり、農林水産大臣から、豚熱対策の強化・徹底を求めるメッセージ（以下「大臣メッセージ」という。）が公表されたところです。リスクが高まる中で豚熱のまん延を防止するためには、生産者をはじめとする養豚業に携わる関係者と県、市町村などの行政関係者の皆様が、一体となってこの危機感を共有し、的確な防疫対策に取り組むことが極めて重要です。

下記のとおり、大臣メッセージにおいて示されている各対策について、具体的に取り組むべき内容（以下「具体的取組」という。）を示しますので、貴県においてはこれに的確に対応するとともに、市町村、関係団体等に、大臣メッセージ及び具体的取組を周知し、豚熱のまん延防止について万全を期すようお願いします。

記

1 野生いのししのサーベイランス及び捕獲について

これまでも、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）等に基づき、野生いのししにおける豚熱ウイルスの浸潤状況調査（以下「サーベイランス」という。）を実施していただいているところですが、野生いのししにおける豚熱の発生状況を正確に把握するために、サーベイランスの強化・徹底が重要です。

このため、本年6月から9月までをサーベイランス強化期間として定めることとし、この間、毎月60頭（95パーセントの信頼度で母集団の5パーセントの本病の浸潤状況を安定的に確認することができる頭数）以上を目標として、豚熱の抗原検査及び血清抗体検査を実施し、陽性が疑われる結果が得られた場合は速やかに農林水産省消費・安全局動物衛生課まで御報告いただきますようお願いいたします。なお、豚熱の検査とともに、アフリカ豚熱ウイルスの遺伝子検出検査も併せて実施いただきますようお願いいたします。

また、野生いのししにおける感染をこれ以上広げないため、九州全域において、野生いのししの捕獲の強化をお願いします。

2 経ロワクチンの散布について

野生いのししにおいて豚熱が浸潤していると考えられる場合は、経ロワクチン散布推奨地域に指定し、経ロワクチンの散布による野生いのししへの抗体付与を進めることとなります。貴県におかれましては、野生いのししの豚熱感染の拡大を想定し、「豚熱経ロワクチンの野外散布に係る指針」（令和5年3月31日付け4消安第7552号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に基づき、速やかに経ロワクチンの散布計画を策定するとともに、関係部局、市町村、猟友会等の関係者との散布に係る連携体制の再確認をお願いします。

3 飼養衛生管理の徹底について

九州において豚熱の感染拡大リスクがこれまでになく高まっている状況を踏まえ、生産現場と危機感を共有し、農場において次の事項を徹底するよう、関係者への御指導をお願いします。

- (1) 豚等の所有者及び飼養衛生管理者は、農場における飼養衛生管理を再点検し、特に以下の点について、従業員や農場を訪問する事業者等も含めて徹底すること。
 - ① 家畜の飼養管理に必要な人、車両等の出入りの制限
 - ② 出入りする必要がある場合には、衣服及び長靴の交換、手指消毒、車両及び物品の消毒等の衛生管理
 - ③ 野生動物の侵入防止対策の実施状況を定期的に点検し、不備があれば速やかに改善
- (2) 万が一の発生に備えた埋却地等を確保し、その実効性を改めて点検すること。
- (3) ワクチン接種のみで豚熱の感染を防止することが困難であることを十分に認識し、飼養衛生管理を徹底した上で、適時・適切にワクチン接種を行うこと。
- (4) 豚等の所有者及び飼養衛生管理者、管理獣医師等は、日頃から飼養豚群の健康状態を的確に把握し、豚熱等の特定症状のほか、通常と異なる死亡の増加等を認めた場合には、速やかに家畜保健衛生所へ連絡すること。

(問い合わせ先)

1・2について

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課
野生動物対策班

担 当：永田、密田

電 話：03-6744-2106

3について

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課
防疫指導班

担 当：山木、石川

電 話：03-3502-8292

6 消安第1702号
6 農振第933号
令和6年6月7日

九州農政局 消費・安全部長 殿
九州農政局 農村振興部長 殿

消費・安全局動物衛生課長
農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課長

佐賀県の野生イノシシでの豚熱感染確認事例を踏まえた九州各県における野生イノシシの捕獲強化について

九州各県においては、昨年8月に佐賀県唐津市の飼養豚において豚熱の感染が確認されたことを踏まえ、野生イノシシを介した豚熱ウイルスの拡散を防止するため、貴局を通じて、「豚熱まん延防止のための野生イノシシの捕獲強化について」（令和5年8月30日付け5消安第3223号5農振第1593号消費・安全局長・農村振興局長連名通知）により、野生イノシシの捕獲強化をお願いしているところです。

今般、佐賀県唐津市において、九州地域で初となる野生イノシシでの豚熱感染事例が確認され、九州各県において、豚熱対策として行う野生イノシシの捕獲のより一層の強化が求められています。

については、貴職から九州各県に対して、豚熱対策として行う野生イノシシの捕獲のより一層の強化について通知いただくようお願いします。

以上

（問い合わせ先）

消費・安全局動物衛生課野生動物対策班

担当：永田、密田

電話：03-6744-2106

電子メール：wildboar@maff.go.jp

農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課

鳥獣対策室 鳥獣被害対策企画班

担当：鳥海、水落、安田

電話：03-6744-7642